

輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物の一部を改正する告示 新旧対照条文

○輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びへへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成十二年通商産業省告示第七百四十六号）（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 本邦において原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二条第二号に規定する原子力緊急事態又は同条第一号に規定する原子力災害等の災害が発生した場合における援助の用に供するため外国政府、国際機関等から輸入した貨物であつて、当該援助の終了後返送のために輸出するもの</p> <p>二 (略)</p>	<p>一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）</p> <p>1～8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p>